

令和4年 No.15

○東京学芸大学大学機能強化センター機構規程等の一部を改正する規程の制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年3月23日 教育研究評議会 審議・承認

(国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正 令和4年3月28日 役員会 審議・承認)

東京学芸大学大学機能強化センター機構規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月29日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第12号

東京学芸大学大学機能強化センター機構規程等の一部を改正する規程（案）

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学機能強化センター機構規程（平成31年規程第13号）
- (2) 東京学芸大学現職教員支援センター機構規程（平成31年規程第14号）
- (3) 東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程（平成31年規程第17号）
- (4) 東京学芸大学こどもの学び困難支援センター規程（令和3年規程第7号）

東京学芸大学大学機能強化センター機構規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第6項の規定に基づき、東京学芸大学大学機能強化センター機構（以下「<u>機構</u>」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>機構</u>は、<u>機構</u>に置くセンターを統括し、連絡調整にあたりとともに、大学の基盤となる教育研究及び学生支援に関する機能の強化を戦略的に推進し、もって大学の機能強化を図ることを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>機構</u>は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 東京学芸大学における学生支援、保健管理、国際交流及び情報基盤整備の強化推進に関すること。</p> <p>(2) その他<u>機構</u>の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(機構長)</p> <p>第4条 <u>機構</u>に機構長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。</p> <p>2 機構長は、<u>機構</u>の業務を統括する。</p> <p>(機構会議)</p> <p>第5条 <u>機構</u>に、<u>機構</u>の業務に関して必要な事項を審議するため次の各号に掲げる委員をもって組織する<u>機構会議</u>を置く。</p> <p>(1) 機構長</p> <p>(2) <u>機構</u>に置くセンターの長</p> <p>(3) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 <u>機構会議</u>に議長を置き、<u>機構長</u>をもって充てる。</p> <p>3 <u>機構会議</u>は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、<u>機構会議</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき、東京学芸大学大学機能強化センター機構（以下「<u>センター機構</u>」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>センター機構</u>は、<u>センター機構</u>に置くセンターを統括し、連絡調整にあたりとともに、<u>センター</u>が担う次世代教育を担う教員の養成・支援・研修並びに大学の基盤となる教育研究及び学生支援に関する機能の強化を戦略的に推進し、もって大学の機能強化を図ることを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>センター機構</u>は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>次世代教育を担う教員の養成に関すること。</u></p> <p>(2) <u>次世代教育における教育支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>次世代教育に向けた東京学芸大学における学生支援、保健管理、国際交流及び情報基盤整備の強化推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>現職教員に対する次世代教育に係る支援及び研修に関すること。</u></p> <p>(5) その他<u>センター機構</u>の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(機構長)</p> <p>第4条 <u>センター機構</u>に機構長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。</p> <p>2 機構長は、<u>センター機構</u>の業務を統括する。</p> <p>(機構会議)</p> <p>第5条 <u>センター機構</u>に、<u>センター機構</u>の業務に関して必要な事項を審議するため次の各号に掲げる委員をもって組織する<u>センター機構会議</u>を置く。</p> <p>(1) <u>センター機構長</u></p> <p>(2) <u>センター機構</u>に置くセンターの長</p> <p>(3) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 <u>センター機構会議</u>に議長を置き、<u>センター機構長</u>をもって充てる。</p> <p>3 <u>センター機構会議</u>は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、<u>センター機構会議</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p>

(事務)

第6条 機構に関する事務は、関係部課の協力を得て、財務・研究推進部学系支援課において処理する。

[省略]

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

。

(事務)

第6条 センター機構に関する事務は、関係部課の協力を得て、財務・研究推進部学系支援課において処理する。

[省略]

東京学芸大学現職教員支援センター機構規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第6項の規定に基づき、東京学芸大学現職教員支援センター機構（以下「<u>機構</u>」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>機構</u>は、<u>機構</u>に置く<u>センター</u>を統括し、連絡調整にあたりとともに、<u>センター</u>が担う教員の養成・支援及び研修機能の強化を戦略的に推進し、もって大学の機能強化を図ることを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>機構</u>は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 現職教員に対する支援及び研修の推進に関すること。</p> <p>(2) 東京学芸大学における理科教育、特別支援教育、<u>教育臨床及び環境教育</u>に係る先導的支援機能の強化に関すること。</p> <p>(3) その他<u>機構</u>の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(機構長)</p> <p>第4条 <u>機構</u>に機構長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。</p> <p>2 <u>機構</u>長は、<u>機構</u>の業務を統括する。</p> <p>(機構会議)</p> <p>第5条 <u>機構</u>に、<u>機構</u>の業務に関して必要な事項を審議するため、次の各号に掲げる委員をもって組織する<u>機構会議</u>を置く。</p> <p>(1) <u>機構</u>長</p> <p>(2) <u>機構</u>に置くセンターの長</p> <p>(3) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 <u>機構会議</u>に議長を置き、<u>機構</u>長をもって充てる。</p> <p>3 <u>機構会議</u>は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、<u>機構会議</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(事務)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき、東京学芸大学現職教員支援センター機構（以下「<u>センター機構</u>」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>センター機構</u>は、<u>センター機構</u>に置く<u>ユニット及びセンター</u>を統括し、連絡調整にあたりとともに、<u>ユニット及びセンター</u>が担う教員の養成・支援及び研修機能の強化を戦略的に推進し、もって大学の機能強化を図ることを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>センター機構</u>は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 現職教員に対する支援及び研修の推進に関すること。</p> <p>(2) 東京学芸大学における理科教育、特別支援教育、<u>教育臨床、環境教育及び国際教育</u>に係る先導的支援機能の強化に関すること。</p> <p>(3) その他<u>センター機構</u>の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(機構長)</p> <p>第4条 <u>センター機構</u>に機構長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。</p> <p>2 <u>機構</u>長は、<u>センター機構</u>の業務を統括する。</p> <p>(機構会議)</p> <p>第5条 <u>センター機構</u>に、<u>センター機構</u>の業務に関して必要な事項を審議するため、次の各号に掲げる委員をもって組織する<u>センター機構会議</u>を置く。</p> <p>(1) <u>センター機構</u>長</p> <p>(2) <u>ユニット</u>長</p> <p>(3) <u>センター機構</u>に置くセンターの長</p> <p>(4) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 <u>センター機構会議</u>に議長を置き、<u>センター機構</u>長をもって充てる。</p> <p>3 <u>センター機構会議</u>は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、<u>センター機構会議</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(事務)</p>

第6条 機構に関する事務は、関係部課の協力を得て、財務・研究推進部学系支援課において処理する。

[省略]

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第6条 センター機構に関する事務は、関係部課の協力を得て、財務・研究推進部学系支援課において処理する。

[省略]

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p><u>東京学芸大学教育インキュベーションセンター要項</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この要項は、<u>東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程（令和4年規程第14号）第15条第3項</u>の規定に基づき、東京学芸大学教育インキュベーションセンター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的) 第2条 センターは、産官学の協働的な取り組みを促進するプラットフォームを運用して、教育におけるオープンイノベーションを先導的に進めるとともに、大学・教育行政・学校等の公共組織・企業との連携・協働、芸術・スポーツ分野の教育研究促進を図ることを目的とする。</p> <p>(業務) 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) Explayground事業の推進 (2) 産官学共同研究の推進 (3) 特定課題を設定したプロジェクト研究の推進 (4) 東京学芸大学におけるブランディング活動の推進及び芸術・スポーツ分野の活動支援 (5) 前各号の業務に係る成果を踏まえた教育学部及び大学院教育学研究科における教育活動支援 (6) その他必要な業務 <ol style="list-style-type: none"> 2 センター業務の運営は、関係する外部機関と連携・協働して行うことができる。 3 <u>前条に掲げる目的に応じ</u>、センターにプロジェクトを置くことができる。 4 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。 <p><u>(副センター長)</u></p>	<p><u>東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項</u>の規定に基づき、東京学芸大学教育インキュベーションセンター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的) 第2条 センターは、産官学の協働的な取り組みを促進するプラットフォームを運用して、教育におけるオープンイノベーションを先導的に進めるとともに、大学・教育行政・学校等の公共組織・企業との連携・協働、芸術・スポーツ分野の教育研究促進を図ることを目的とする。</p> <p>(業務) 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) Explayground事業の推進 (2) 産官学共同研究の推進 (3) 特定課題を設定したプロジェクト研究の推進 (4) 東京学芸大学におけるブランディング活動の推進及び芸術・スポーツ分野の活動支援 (5) 前各号の業務に係る成果を踏まえた教育学部及び大学院教育学研究科における教育活動支援 (6) その他必要な業務 <ol style="list-style-type: none"> 2 センター業務の運営は、関係する外部機関と連携・協働して行うことができる。 3 <u>第1項に掲げる業務に応じ</u>、センターにプロジェクトを置くことができる。 4 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。 <p><u>(職員)</u> 第4条 <u>センターにセンター長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 <u>前項に定める職員のほか、必要に応じて副センター長及び兼任教員を置くことができる。</u> 3 <u>兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u> <p><u>(センター長等)</u></p>

第4条 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

2 副センター長を置く場合は、センターの業務を担当する教員のうちからセンター長が指名する。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 センター長は、学長が指名する理事又は教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。

4 副センター長を置く場合は、センターの職員のうちからセンター長が指名する。

5 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(客員教授等)

第6条 センターに、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

2 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究員)

第7条 センターに、必要に応じて、共同研究員を置くことができる。

2 共同研究員は、学長が委嘱する。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

(審議事項)

第9条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) センターの運営の基本方針に関すること。

(2) センターの教員の人事に関すること。

(3) センターの予算に関すること。

(4) その他センターの管理運営に関すること。

(組織)

第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) センターに所属する専任教員

(3) 学系長

(4) センターの運営に関わる外部機関関係者の中から学長が委嘱する者 若干名

(5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

(任期)

第11条 前条第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

(推進会議)

第5条 センターに、センター業務の推進に関する事項を協議するため、次に掲げる委員をもって組織する推進会議を置く。

- (1) センター長
 - (2) センターの業務を担当する教員
 - (3) 学長が指名する副学長 若干名
 - (4) センターの運営に関わる部長、課長及び室長
 - (5) センターの運営に関わる学内関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名
 - (6) センターの運営に関わる外部機関関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名
 - (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者
- 2 東京学芸大学教育インキュベーション推進機構長（以下「機構長」という。）は、推進会議に出席することができる。
- 3 客員教授等は、推進会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。
- 4 推進会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 第1項第5号から第7号までの委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終事業年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 センター長は、推進会議を招集し、議長となる。

(センター会議)

第6条 センターに、センターの業務に関して必要な事項を協議するため、センターの業務を担当する教員をもって組織するセンター会議を置く。

- 2 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

第12条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

(会議)

第13条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第10条第4号の委員は、第9条第2号に規定する審議事項の議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第14条 運営委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進会議)

第15条 センターに、センター業務の推進に関する事項を協議するため、次に掲げる委員をもって組織する推進会議を置く。

- (1) センター長
- (2) センターの専任教員及び兼任教員
- (3) 学長が指名する副学長 若干名
- (4) センターの運営に関わる部長、課長及び室長
- (5) センターの運営に関わる学内関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名
- (6) センターの運営に関わる外部機関関係者のうちから学長が委嘱する者 10名程度
- (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者

2 客員教授等は、推進会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。

3 推進会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 第1項第5号から第7号までの委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終事業年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター長は、推進会議を招集し、議長となる。

(所員会議)

第16条 センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。

- 2 客員教授等は、所員会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができ

3 センター会議は、議長が主宰する。

4 機構長は、センター会議に出席することができる。

(ブランディングサイト編集委員会)

第7条 センターに、東京学芸大学のブランディングに係る公式ウェブサイトの管理運営を行うため、広報戦略推進本部のガバナンスの下、ブランディングサイト編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) ブランディングサイト業務を担当する教員

(2) その他必要に応じてセンター長が委嘱する者 若干名

3 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 編集委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員のうちからセンター長が指名する。

5 委員長は、編集委員会を招集し、議長となる。

6 前各項に定めるもののほか、編集委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 センターの庶務は、関係各部課の協力を得て財務・研究推進部研究・連携推進課が処理する。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、教育インキュベーション推進機構会議の議を経て教育インキュベーション推進機構長（以下「機構長」という。）が定める。

(細目)

第10条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

[省略]

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

る。

(ブランディングサイト編集委員会)

第17条 センターに、東京学芸大学のブランディングに係る公式ウェブサイトの管理運営を行うため、広報戦略推進本部のガバナンスの下、ブランディングサイト編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センターに所属する専任教員

(2) その他必要に応じてセンター長が委嘱する者 若干名

3 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 編集委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員のうちからセンター長が指名する。

5 委員長は、編集委員会を招集し、議長となる。

6 前各項に定めるもののほか、編集委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第18条 センターの庶務は、関係各部課の協力を得て財務・研究推進部研究・連携推進課が処理する。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(細目)

第20条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

[省略]

東京学芸大学こどもの学び困難支援センター規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p><u>東京学芸大学こどもの学び困難支援センター要項</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この要項は、<u>東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程（令和4年規程第14号）第15条第3項</u>の規定に基づき、東京学芸大学こどもの学び困難支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(業務) 第3条 [省略]</p>	<p><u>東京学芸大学こどもの学び困難支援センター規程</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項</u>の規定に基づき、東京学芸大学教育こどもの学び困難支援（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(業務) 第3条 [省略]</p> <p><u>(職員)</u> 第4条 センターに、センター長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任教員を置くことができる。 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。 <u>(センター長)</u> 第5条 センター長は、学長が指名する副学長又は教授をもって充てる。 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。 <u>(客員教授等)</u> 第6条 センターに、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。 2 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。 <u>(共同研究員)</u> 第7条 センターに、必要に応じて、共同研究員を置くことができる。 2 共同研究員は、学長が委嘱する。 <u>(運営委員会)</u> 第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委</p>

員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第9条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの教員の人事に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) その他センターの管理運営に関すること。

（組織）

第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターに所属する専任教員
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 学系長
- (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

（任期）

第11条 前条第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第12条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

（会議）

第13条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第10条第4号の委員は、第9条第2号に規定する審議事項の議決に加わることができない。

（関係者の出席）

第14条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（所員会議）

第15条 センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。

2 客員教授等は、所員会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。

（センター会議）

第4条 センターに、センターの業務に関して必要な事項を協議するため、センターの業務を担当する教員をもって組織するセンター会議を置く。

2 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

3 センター会議は、議長が主宰する。

4 東京学芸大学教育インキュベーション推進機構長は（以下「機構長」という。）

は、センター会議に出席することができる。

（センターの見直し）

第5条 学長は、センターの運営の状況を踏まえて、必要があると認めるときは、センターの在り方について見直しを行うものとする。

（庶務）

第6条 センターの庶務は、関係各部課の協力を得て財務・研究推進部研究・連携推進課が処理する。

（要項の改廃）

第7条 この要項の改廃は、教育インキュベーション推進機構会議の議を経て教育インキュベーション推進機構長（以下「機構長」という。）が定める。

（細目）

第8条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

〔省略〕

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

（センターの見直し）

第16条 学長は、センターの運営の状況を踏まえて、必要があると認めるときは、センターの在り方について見直しを行うものとする。

（庶務）

第17条 センターの庶務は、関係各部課の協力を得て財務・研究推進部研究・連携推進課が処理する。

（規程の改廃）

第18条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

（細目）

第19条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が別に定める。

〔省略〕